

福島県の高校生のジェンダー環境に関する研究報告書の概要

福島県男女共生センター

我が国の社会では、従来、男女にはそれぞれ特性があるという特性論が広く受け入れられていたが、特性論を撤廃すべきとした女子差別撤廃条約の批准により、政策上、社会の各分野における男女の特性を理由とした異なる取扱いは見直されるべきものとなっている。また、ジェンダー学などの議論において、ジェンダーによる女/男という区分の妥当性について問題が提起されているが、1999年、男女共同参画社会基本法が成立し、我が国は性別にとらわれずに一人一人の個性を生かす社会の構築を目指すこととなった。福島県においても、2001年、「ふくしま男女共同参画プラン」が策定され、地域における男女共同参画推進についての目標が掲げられたところである。

本研究は、こうした中、福島県の男女共同参画社会の形成の促進に資するため、本県の明日を担う世代である高校生及び教員を取り巻くジェンダーに関する問題を調査したものである。

研究の目的及び方法

本研究では、福島県の高校生を取り巻く環境に、「ジェンダーに関する問題が存在するか、もし問題が存在するのであれば、それはどのような問題なのか」を実証的に明らかにし、男女共同参画を進めるに当たって本県が今後取り組むべき課題を提示することを目的として、質問紙調査を行った。対象者は福島県の高校生 4,097 人と教員 663 人だった。

結果の概要

教員の 7 割以上が、学校でのさまざまな場面における生徒の男女の地位を「平等」であると評価した(図 1)

この背景には、教員自身が生徒を「平等」に扱っているという意識があることが推測される。一方、政治や社会については、教員の大多数が「男性が優遇されている」と認識していた(図 2)。

生徒は、学校については約 7 割が男女が「平等」であると評価し、政治や社会については約 8 割が「男性が優遇されている」と評価するなど、教員と同様の傾向を示した(図 3)。

教員の一定割合は、生徒をジェンダーで区別した扱いをしており、生徒はそれを認識していた(図 4, 図 5)

教員が生徒を区別して扱っている割合は、「力仕事は男子に頼む 約 9 割」、「女子が落ち込んでいるときにはやさしく励ます 約 5 割」、「男子なら浪人してでも希望の進路を目指すように指導 約 3 割」などであった。

また、生徒も、教員が生徒を性別によって区別していることを認識しているという結果が得られた。

教員の中でも性差についての思い込みが強い群は、生徒をジェンダーで区別した扱いをする傾向が見られた(図 6)

性差についての思い込みが強い(性差について正しい知識を持っていない)ことと、性別役割分業を肯定したり、生徒を性別により区別して扱ったりすることが関係しているのが明らかになった。

この結果は、生徒が教員から性別にかかわらず平等に扱われるためには、教員の性差観を改善することが有効であることを示唆していると考えられる。

何割かの教員は性別による区別や男女の特性論を肯定していることから、教員の男女平等の定義の中身は、機能平等論になっている場合があると推測される

教員が理想とする夫婦の役割分担パターンは、「分担型」が過半数であり、「女性に責任のある仕事を任せるべきではない」という考えを否定する割合も約 9 割に上るなど、教員は、必ずしも固定的な性役割観に縛られているわけではないようである。

しかし、「男女を性別によって区別することは差別につながる」という考えを約 4 割の教員が否定し（図 7）、「男女の特性を生かした教育をすべきである」という考えを過半数の教員が肯定した（図 8）。このことから、教員の考える男女平等の内容は、女子差別撤廃条約が克服すべきものとしたいわゆる機能平等論（男女には異なる特性や役割があるがそれぞれ社会で必要不可欠な役割を果たしているので平等だとする考え方）に陥っている場合があると考えられる。

生徒は、自分を取り巻く環境の中にジェンダーによる偏りがあることを察知しているが、その偏りをそのまま受け入れているわけではないようだ

約 9 割の生徒は、家庭において家事責任を担っているのは主に女性の保護者であると回答した。また、「炊事・掃除・洗濯」などは主に女性が、「家電故障への対応」などは主に男性が担っていると認識していた。

一方、「女は女らしく、男は男らしく」という考え方について、生徒の約 40% が「同感しない」と答え、「同感する」の約 25% を上回った（図 9）。学校や家庭に存在するジェンダーによる偏りを、生徒は必ずしも肯定しているわけではないと考えられる。

生徒は、男女共同参画に関する諸施策について、より積極的に必要性を認めた

教員は、「保育・介護サービスの充実」については 9 割以上が「必要だ」と回答したが、「男女混合名簿」や「ポジティブ・アクション」については「必要だ」という回答は約 3 割にとどまった（図 10）。

生徒は、質問で提示された施策のほとんどにおいて、半数以上が「必要だ」と回答し、教員に比べて積極的に男女共同参画に関する施策を支持した。しかし、「男女混合名簿」について「必要だ」とした割合は 3 割に満たなかった（図 11）。

これらの施策の趣旨について、理解を深めてもらうことが必要と考えられる。

男女共同参画に関する用語の既知度は低かった（図 12, 図 13）

男女共同参画に関連する用語の既知度を尋ねた質問に対しては、「男女共同参画社会基本法」「ジェンダー」について 3 割近くの教員が「まったく聞いたことがない」と回答した。生徒は、「男女共同参画社会基本法」については約 8 割が、「ジェンダー」については約 6 割が「まったく聞いたことがない」と回答した。何割かの教員及び生徒の男女平等に関する考えは、基本的概念の理解の上に立ったものではない可能性がある。性差に関する思い込みが生まれる背景には、こうした基本的知識についての情報の不足があるかもしれない。

まとめ

教員は生徒を「平等」に扱っているという意識を持っているが、一部に、男女の特性論に陥り、生徒をジェンダーにより区別して扱っている例がみられ、このような区別は、性差に関する思い込みと関係していることが明らかになった。

一方、生徒は、学校や家庭など周囲の環境の中にジェンダーによる偏りが存在するにもかかわらず、それをそのまま受け入れてはいなかった。しかし、男女平等に関する基本的

な知識は十分ではなく、正しい理解の上に自分の考えを確立しているとはいえないようである。

したがって、教員は、生徒を男女平等に扱うべきことは当然であるが、さらに、生徒に男女平等を教えるに当たっては、生徒がジェンダーによる二分法や男女の特性論の問題点を理解した上で男女平等を考えることができるように配慮することが求められる。そのためには、教員が男女平等に関し理論的・系統的に理解でき、性差に関する偏見を解消できるような研修の機会を設けるとともに、教員自身によるジェンダーフリー教育の実践に関する研究を進めることが必要だろう。

また、行政としては、ジェンダーに関する学問的成果や施策の方向など、男女平等をめぐる情報を豊富に提供することにより、学校のみならず、家庭や地域における男女平等意識の高揚に向けた啓発を進め、若い世代をジェンダーから解放するための環境を整える一層の努力が必要と考えられる。

図1 (学校場面において男女どちらが優遇されているか - 教員)

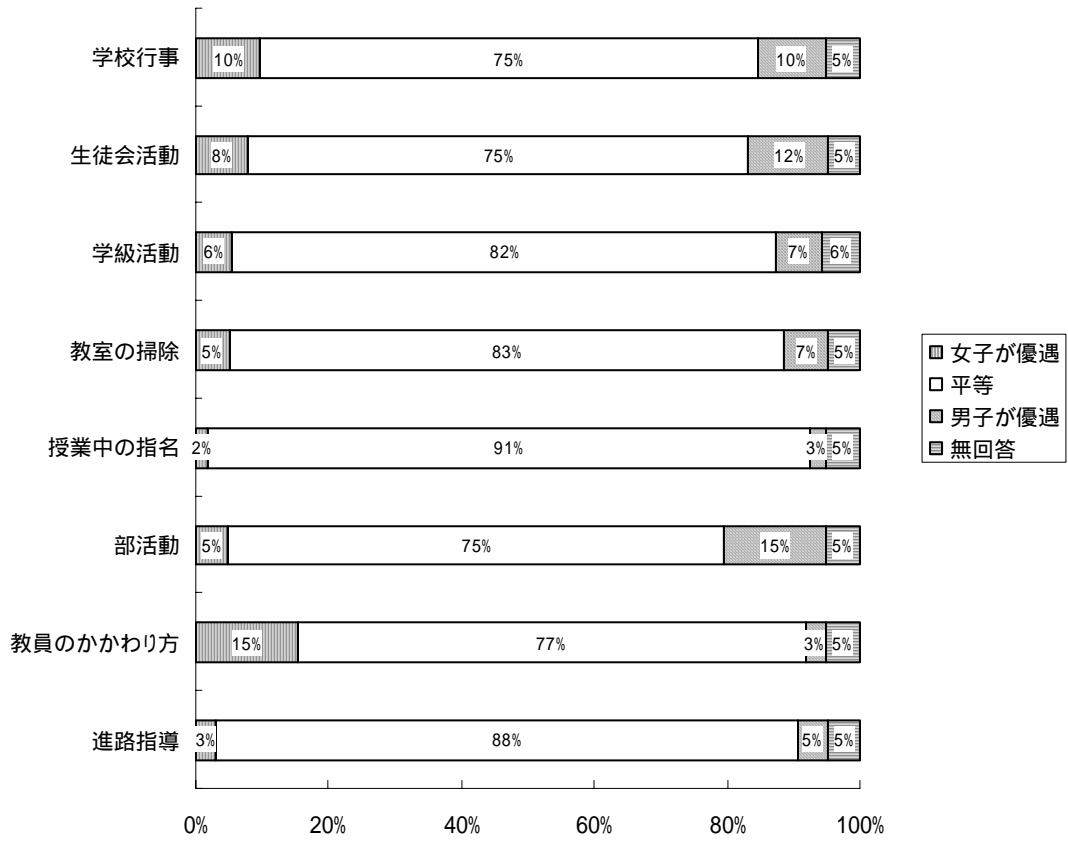


図2 (家庭や社会などにおいて男女どちらが優遇されているか - 教員)

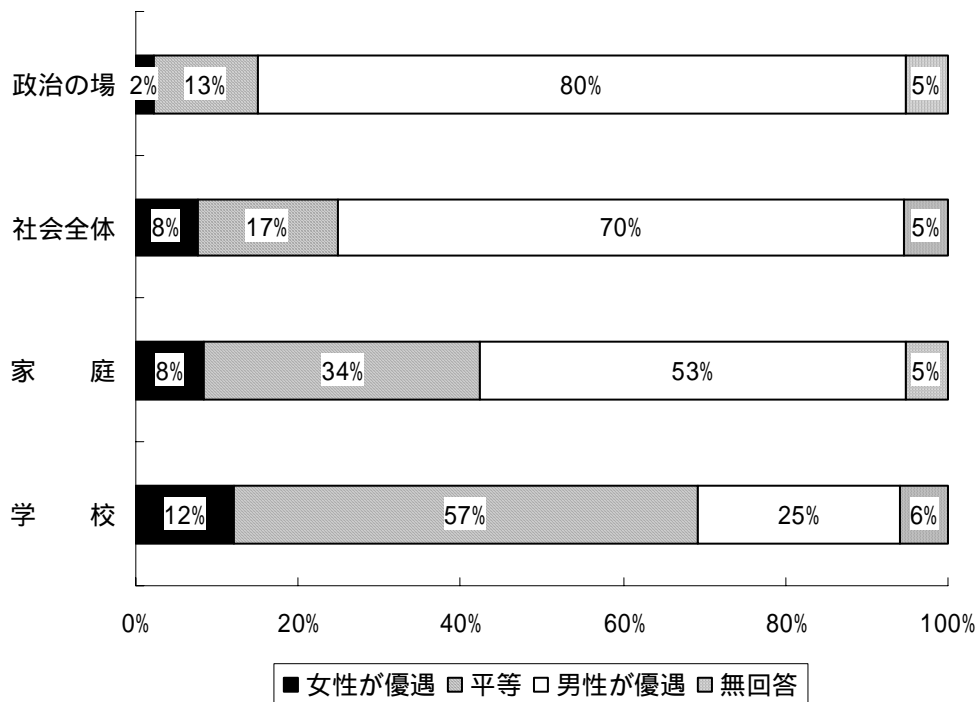


図3 (家庭や社会などにおいて男女どちらが優遇されているか - 生徒)

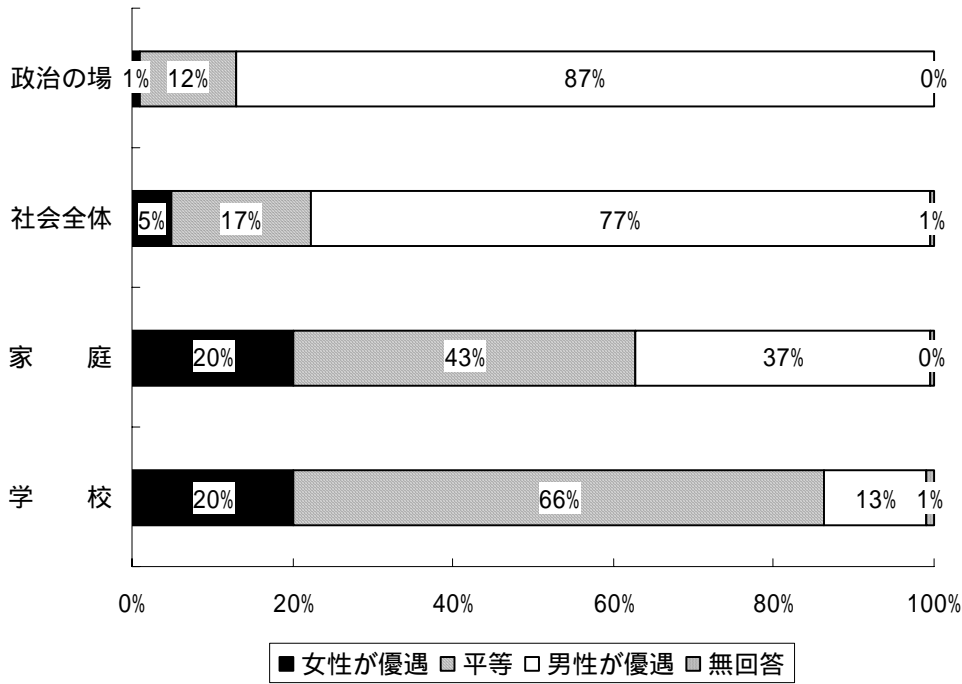


図4 (生徒の性別によって扱われ方に違いはあるのか - 教員)

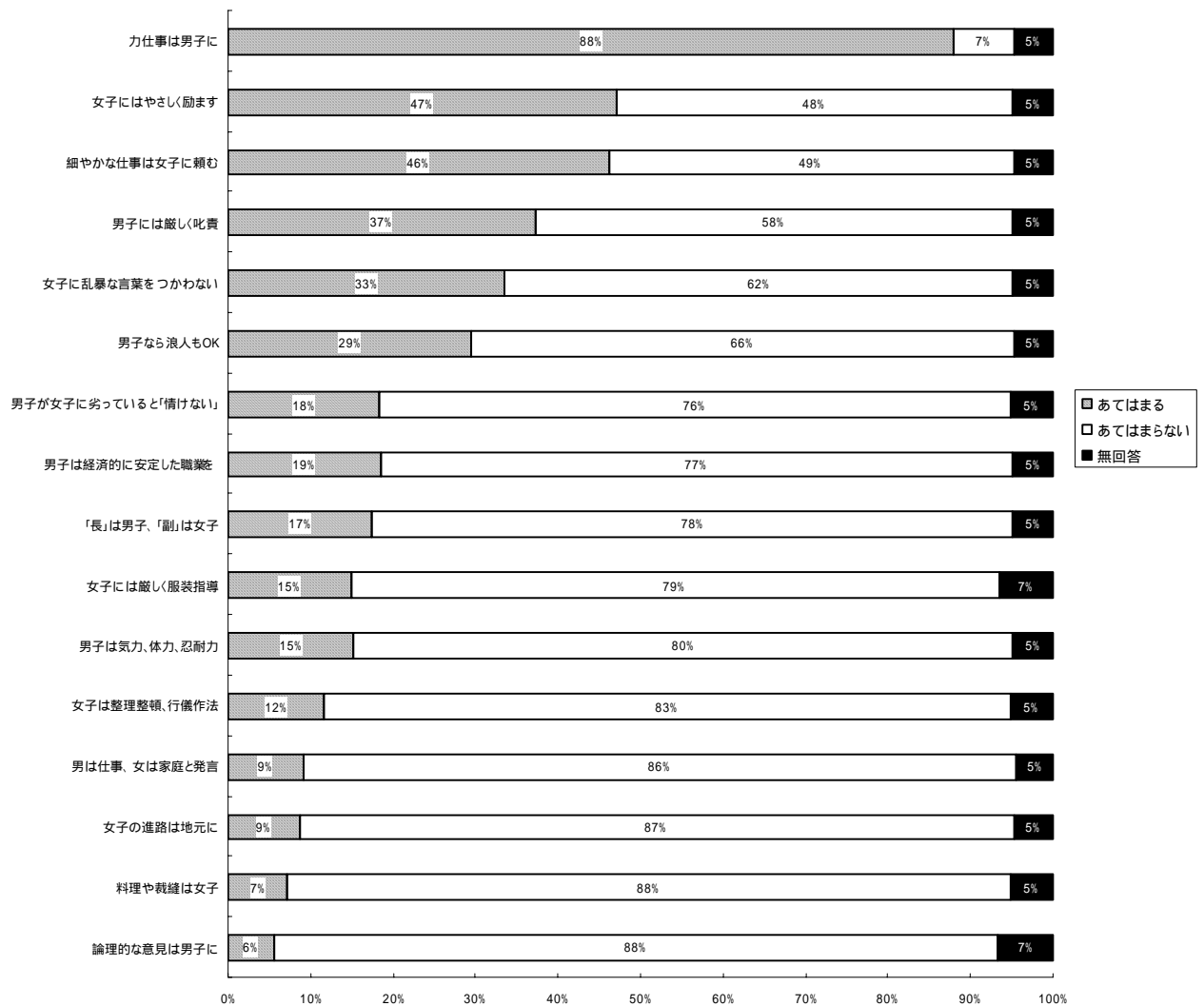


図5（生徒の性別によって扱われ方に違いはあるのか - 生徒）

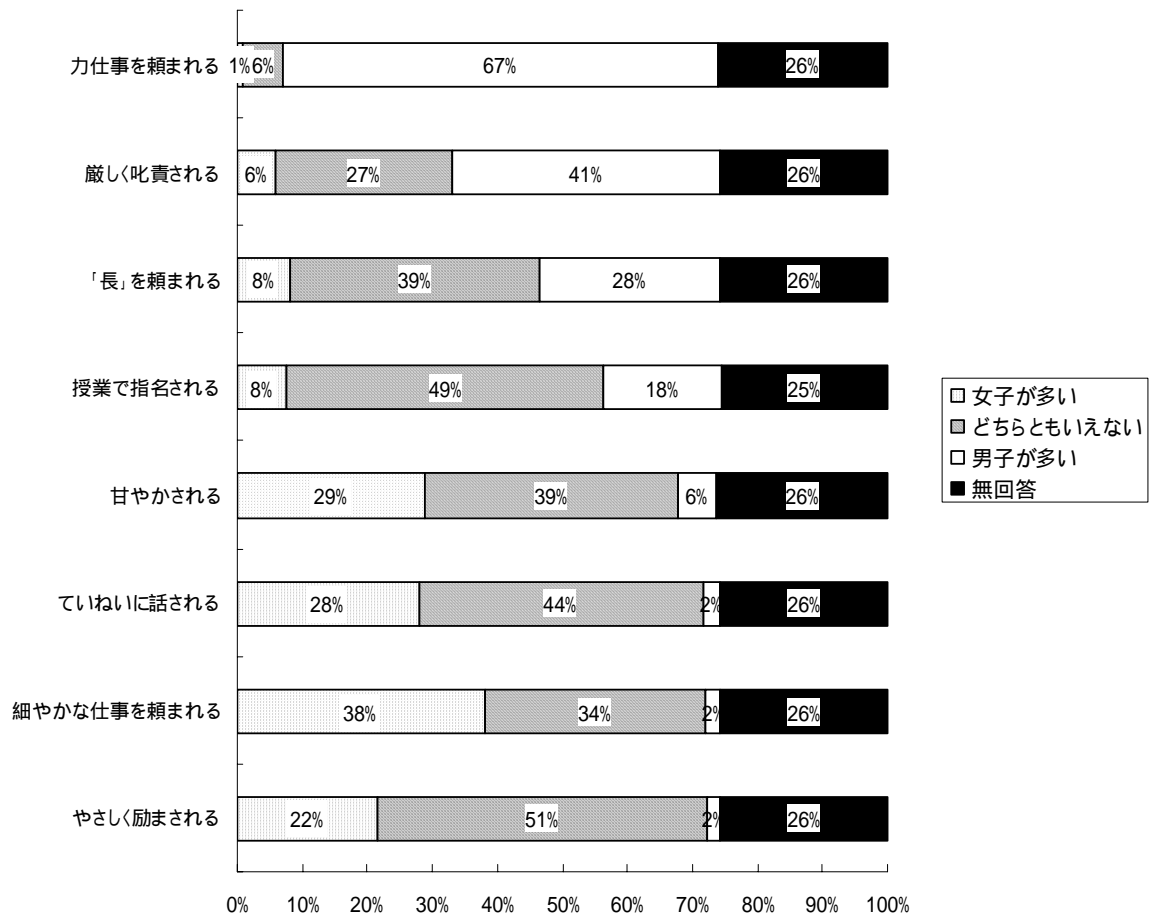


図6 (性差についての思い込みの強弱と生徒の性別による区別した扱いの関係 - 教員)

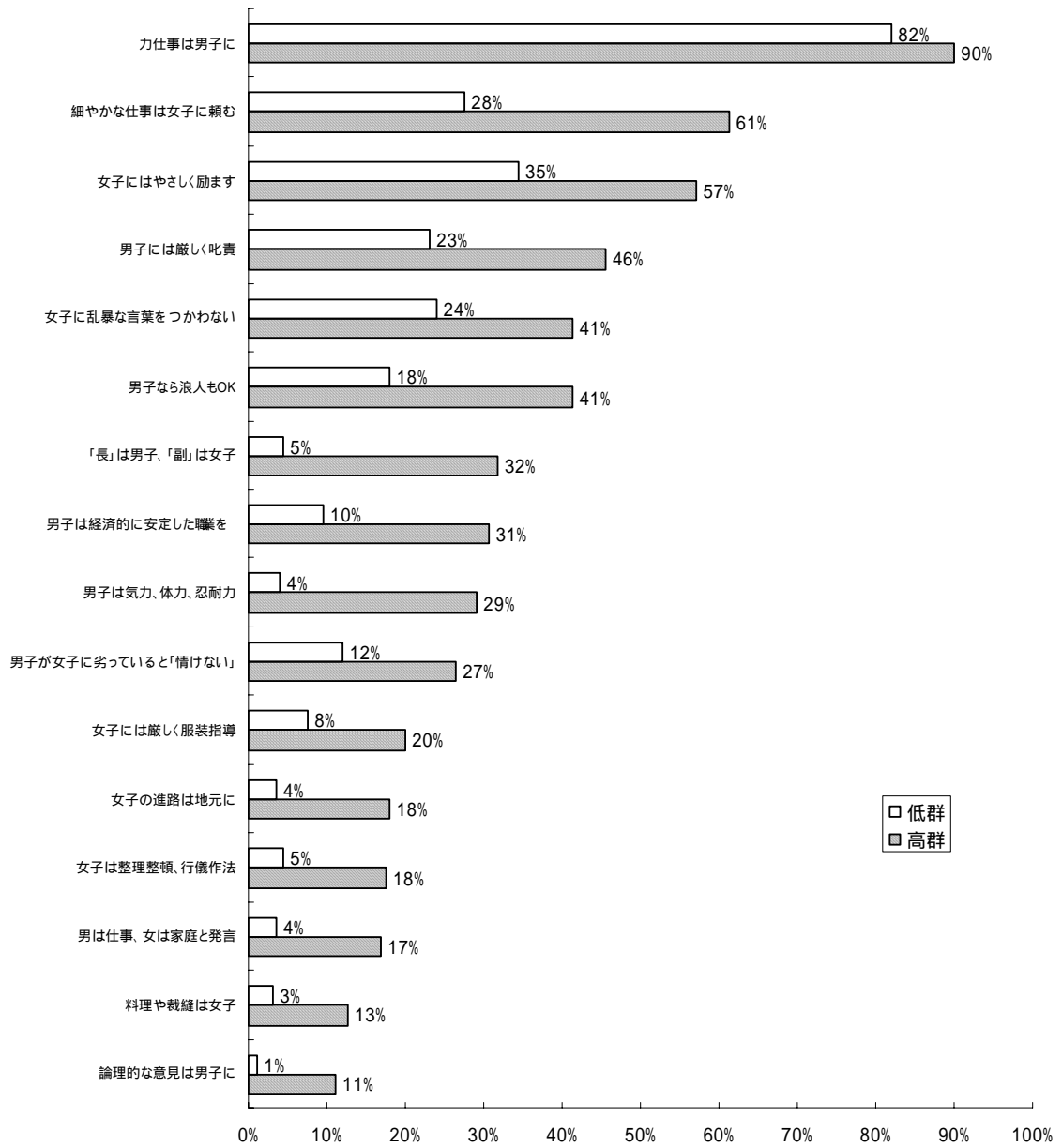


図7 (男女を性別によって区別することは差別につながると思うか - 教員)

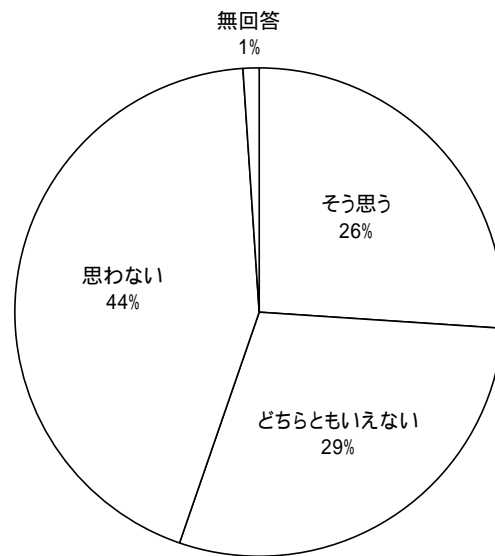


図8 (男女は異なった特性を持つのでその特性を生かした教育をすべきであると思うか - 教員)

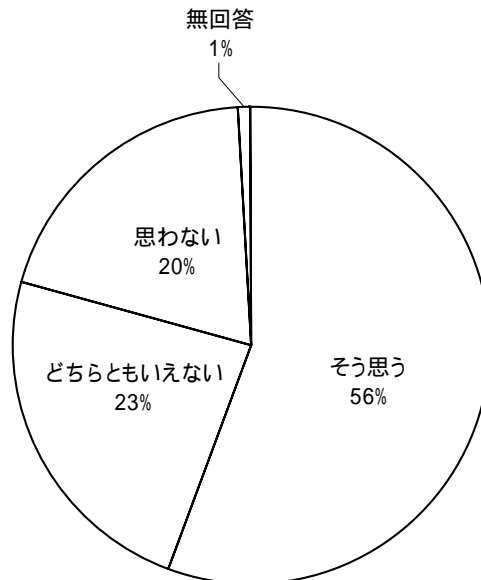


図9（「男は男らしく、女は女らしく」という考え方に同感するか - 生徒）

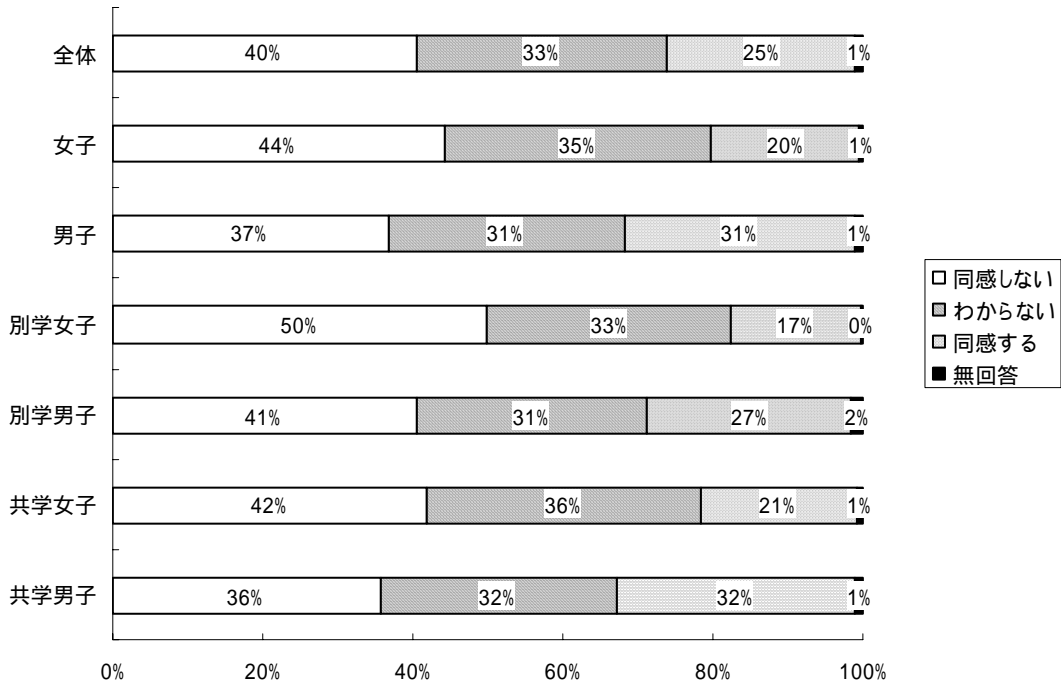


図10（男女共同参画社会推進のために次の施策は必要だと思うか - 教員）

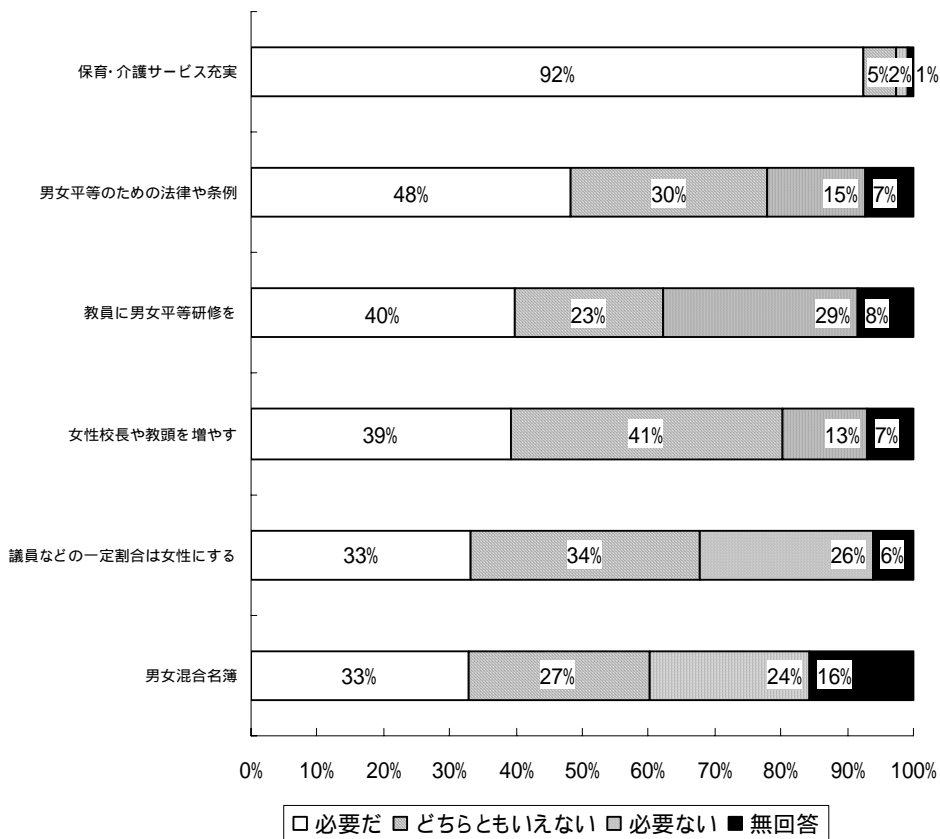


図 1 1 (男女共同参画社会推進のために次の施策は必要だと思うか - 生徒)

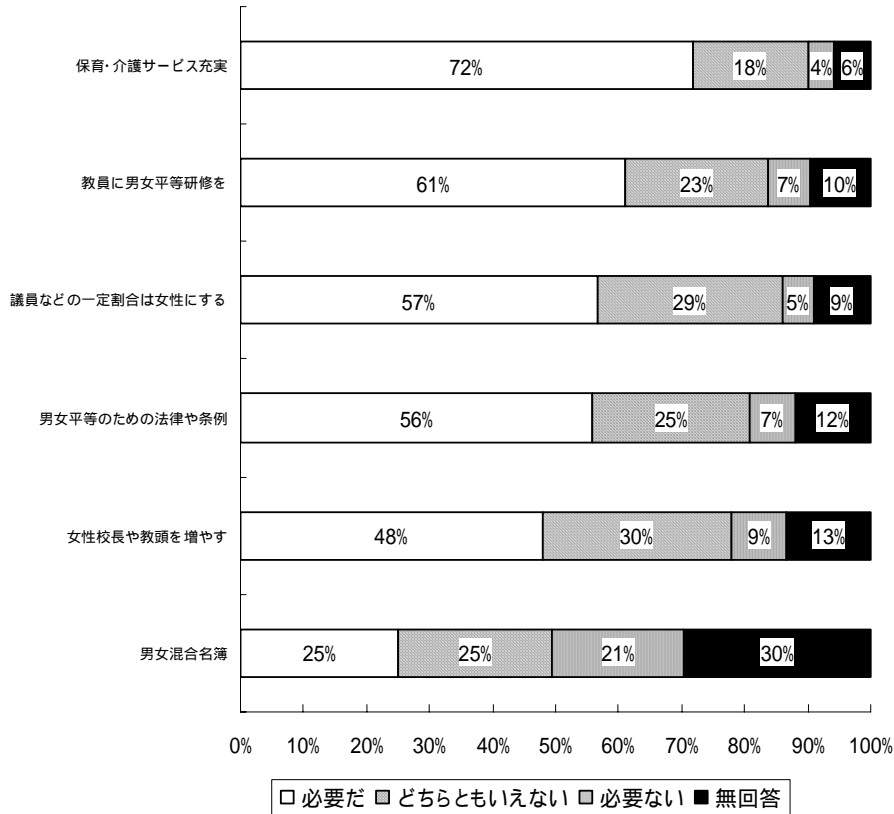


図 1 2 (男女共同参画に関する用語を聞いたことがあるか - 教員)

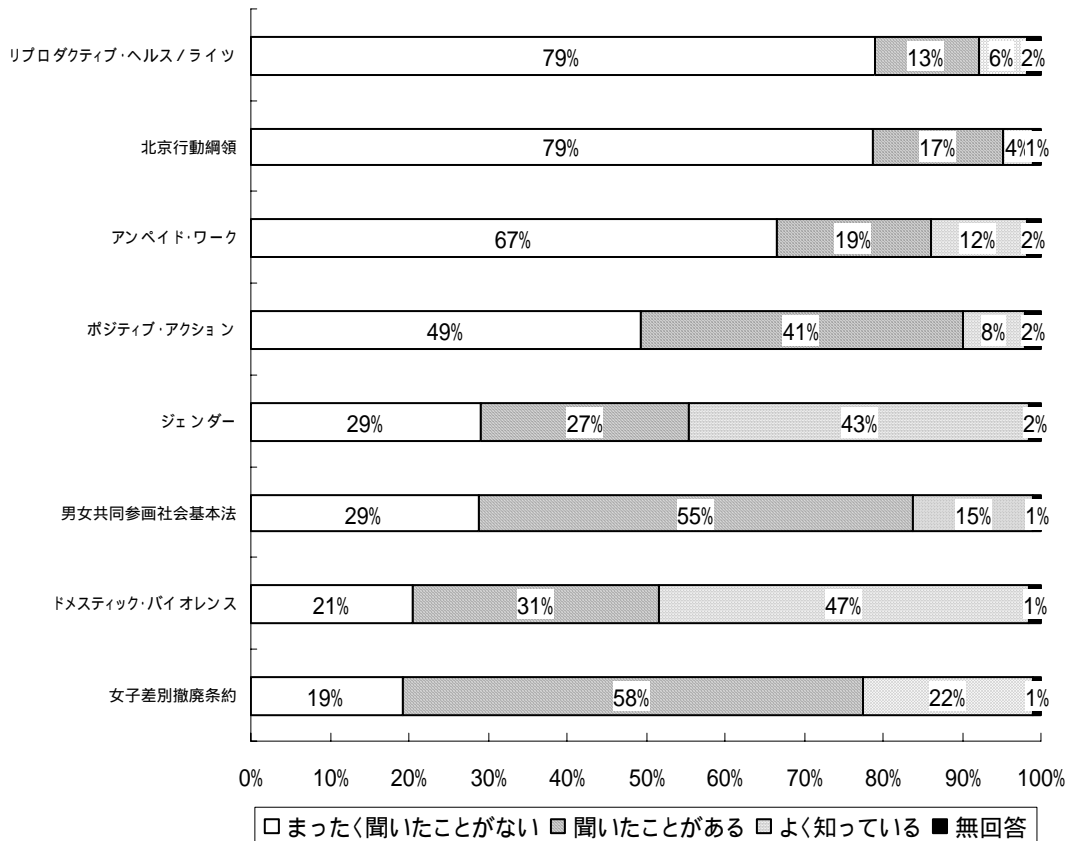


図 1 3 (男女共同参画に関する用語を聞いたことがあるか - 生徒)

